

発達支援センター 創立5周年記念市民講演会



南雲明彦講師

彼らと家族が生きやすい社会を目指すため、市民講演会を毎年実施しています。今回は創立5周年を記念して、学習障がい(LD)のある南雲(なぐも)明彦さんを講師に迎えます。

南雲さんは、高校生の時に「理解力はあるが、読み書きがうまくできない」という困難から、引きこもりやうつ、自傷行為、強迫性障がいなどに苦しんでいました。21歳の時にLDのディスレクシア(読字障がい)であると知ったことでようやく苦しみから解放されたそうです。自分と同じ境遇で苦しんでいる子どもたちがいなくなることを願って、講演や執筆など啓発活動を行っています。経験者の生の声を聞いて、学校生活や就労などで困っている人たちを理解し、周囲ができることを一緒に考えてみませんか。

【学習障がい(LD)とは】

全体的には知的な遅れはないのに、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の能力のいくつかをなかなか身に付けることができない障がいです。主に小学校で、ある教科での勉強が1~2年遅れることで発覚するので、学習内容が難しくなる小学校3年生くらいから目立つようになります。

【原因は?】

よく本人の努力不足と思われがちですが、脳の中樞神経がうまく働かないことが原因といわれています。

本人が将来困らないようにと周囲の大人から厳しくしつけられていることがあります。自信をなくして投げやりになる子どもも多く、いじめを受けてしまうこともあります。本人が一番つらいものです。まずは、子どもたちを理解してあげることから支援が始まります。

- 日時 11月9日(土)
- ▽開場=13:30 ▽実施=14:00~16:00(予定)
- 会場 日本赤十字九州国際看護大学・オーヴァルホール
- 定員 先着300人
- 参加料 無料
- 託児 無料(未就学児のみ先着30人)
- 申込締切日時 10月15日(火) 17:00
- 申込必要事項 ①住所②氏名③電話番号④託児を希望する場合は、子どもの氏名、年齢(○歳○カ月)
- 申込先 子ども家庭課発達支援係
- ▽八ガキ(住所不要) = 〒811-3492/子ども家庭課発達支援係宛て
- ▽FAX(37)3046
- ▽Eメール hattatu@city.munakata.fukuoka.jp
- *参加決定者へ入場券を発送。当日、必ず持参を
- 問い合わせ先 子ども家庭課発達支援係 ☎(36)9098



新市制10周年記念事業 宗像市民スポーツフェスタIN宗高

宗像高校を広く開放し、市民のみなさんにスポーツの素晴らしさを知ってもらうため、「宗像市民スポーツフェスタIN宗高」を開催します。午前中に実施する市民交流運動会では、一般の参加者を募集します。日頃、スポーツをしていない人も、この機会に体を動かしてみませんか。

- 主催 「宗像市民スポーツフェスタIN宗高」実行委員会
- 日時 11月10日(日) 午前9時~午後4時
- 場所 同校
- 内容 市民交流運動会、宗像高校運動部活動見学会、小学生スポーツ教室、スポーツ指導者講習会
- 駐車場 市役所駐車場(会場まで徒歩で移動)

市民交流運動会 参加者募集

- 時間 午前9時~正午
- 場所 同校・体育館
- 種目 玉入れ、綱引き、むかで競争、ニュースポーツ(キックボクシングなど)
- *種目は変更の場合あり

- 対象 小学生以上
- 参加料 無料
- 申込締切日 10月18日(金)
- 申込必要事項 ①住所②氏名③年齢④電話番号
- 申込先 文化・スポーツ推進課
- ▽FAX(36)1540
- ▽郵送(住所不要) = 〒811-3492/文化・スポーツ推進課宛て
- ▽FAX(36)0270
- ▽Eメール bunka_sports@city.munakata.fukuoka.jp
- *4人以上で申し込みを



市から

市営住宅 入居者募集

- 内容
 - ▽ゆり団地(自由ヶ丘) / 中層耐火構造4階建
 - ▽4階1戸
 - ▽南郷団地(南郷) / 中層耐火構造3階建
 - ▽2階1戸

- 収入基準 同居しようとする親族の収入を含め、諸控除後の所得金額が月額15万8000円(年間所得189万6000円)以下
- 家賃 所得に応じて異なる
- 入居要件 住宅に困っている、市に在住かつ通勤する人で、同居しようとする親族がいる人
- *申込者か同居親族が暴力団員の人は入居申込不可
- 申込締切日 10月16日(水)
- 申込先 建築課(本館2階)

母子家庭等日常生活支援と母子家庭福祉資金貸付

- 内容 技能習得のための通学や、疾病などで一時的に生活援助が必要になった場合、市が家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を実施。所得に応じた費用負担、事前登録必要
- 対象 母子、父子家庭と寡婦の市民
- 申込書は、10月1日(火)から、建築課と元気な島づくり課市民サービス係で入手可能
- 問い合わせ先 建築課 ☎(36)5203

母子家庭等日常生活支援

- 内容 技能習得のための通学や、疾病などで一時的に生活援助が必要になった場合、市が家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を実施。所得に応じた費用負担、事前登録必要
- 対象 母子、父子家庭と寡婦の市民
- 申込書は、10月1日(火)から、建築課と元気な島づくり課市民サービス係で入手可能
- 問い合わせ先 建築課 ☎(36)5203

各種訓練給付金

- 問い合わせ先 子ども家庭課 子ども家庭係 ☎(36)1151

自立支援教育訓練給付金

- 内容 就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成
- 対象 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母か父子家庭の父で、次の全ての要件を満たす市民
- ▽所得が児童扶養手当受給対象水準の人
- ▽雇用保険教育訓練給付金の受給資格がない人
- 対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座で、事前に市長から指定を受けた講座
- *受講希望の講座は問い合わせを
- 支給額
 - ①平成23年度に養成機関に入学し、修業している人が属している世帯
 - ▽市町村民税非課税世帯 = 月額14万1000円
 - ▽市町村民税課税世帯 = 月額7万5000円
 - ②平成24年度以降に養成機関に入学し、修業している人が属している世帯
 - ▽市町村民税非課税世帯 = 月額7万5000円
 - ▽市町村民税課税世帯 = 月額7万5000円
- 支給期間(申請をした月から)
 - ▽平成23年度に養成機関に入学し、修業している人 = 全期間
 - ▽平成24年度に養成機関に入学し、修業している人 = 3年を限度
 - ▽平成25年度以降に養成機関に入学し、修業している人 = 2年を限度
- *詳細は問い合わせを
- 問い合わせ先 子ども家庭課 子ども家庭係 ☎(36)1151

- 収入基準 同居しようとする親族の収入を含め、諸控除後の所得金額が月額15万8000円(年間所得189万6000円)以下
- 家賃 所得に応じて異なる
- 入居要件 住宅に困っている、市に在住かつ通勤する人で、同居しようとする親族がいる人
- *申込者か同居親族が暴力団員の人は入居申込不可
- 申込締切日 10月16日(水)
- 申込先 建築課(本館2階)

- 収入基準 同居しようとする親族の収入を含め、諸控除後の所得金額が月額15万8000円(年間所得189万6000円)以下
- 家賃 所得に応じて異なる
- 入居要件 住宅に困っている、市に在住かつ通勤する人で、同居しようとする親族がいる人
- *申込者か同居親族が暴力団員の人は入居申込不可
- 申込締切日 10月16日(水)
- 申込先 建築課(本館2階)